構造改革特別区域計画

構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県

2 構造改革特別区域の名称

元気みやざきフレッシュIT人材特区

3 構造改革特別区域の範囲

宮崎県の全域

4 構造改革特別区域の特性

宮崎県は、九州東南部に位置し、温暖・快適な気候風土を活かした農林水産業や観光業などを中心とした産業構造を有している。本県経済に占める割合は、平成15年度の経済活動別総生産構成比で見ると、第3次産業が76.3%(全国平均75.5%)と高く、以下、第2次産業が21.5%(同27.7%)、第1次産業が5.1%(同1.3%)となっており、全国平均に比べると第一次産業の割合が高く、第二次産業が低いといった特徴を有している。また、総事業所数のうち99%以上を中小企業が占め、県内総生産も平成12年度をピークに伸び悩みを見せている。

本県経済を取り巻く状況は、長引く不況に加えて、消費者ニーズの多様化や経済の高度化・グローバル化が進展する中、中国などアジア諸国の工業化等に伴う安価な輸入品の増加、原油価格の高騰等、地域経済を支える産業も国際間、地域間の厳しい競争におかれている。また、首都圏等の大都市圏から離れているため地理的なハンディに悩まされており、陸・海・空の高速交通網の整備もまだ十分とは言えず、本県地域産業の振興にとって大きな課題となっている。

こうした中、近年の情報通信技術の発達は、本県の地理的ハンディを克服するとともに、企業のより戦略的・効率的な経営を可能にし、本県地域産業の競争力の強化に大きく寄与するものと期待されている。このため、県では、県内の全市町村を光ファイバー網で結ぶ大規模高速ネットワーク「宮崎情報ハイウエイ21」を整備し、情報通信の基盤づくりを行うとともに、企業誘致や「みやざき産業クラスター形成推進事業」などを推進し、ITによる地域づくりを進めてきたところである。この結果、近年は、世界的IT企業のカスタマーセンターが宮崎市に進出するなど、IT関連企業の集積も着実に進んできているところである。

また、平成17年3月、本県のあるべき姿(平成26年度目標)の実現に向けて、宮崎県総合長期計画「元気みやざき創造計画」(平成17年度から平成21年度までの5

年間)を策定したところであるが、この中で、「国際化・情報化に対応した人材の確保・育成」について、「本県の様々な産業において、海外取引やITに関する豊かな知識を有する人材に溢れ、国際感覚やITを活用した積極的・効果的な活力ある経営が営まれる社会」をあるべき姿と位置付け、その実現を目指して取り組むこととしたところである。

宮崎県総合長期計画「元気みやざき創造計画」が目指す社会を実現し、今後さらに本 県産業の情報化とIT関連企業の誘致・集積を進めていくためには、実社会で即戦力と なるIT人材を幅広く育成することが求められており、特に、基礎的なITや情報セキ ュリティ等の知識・スキルを身につけた若年IT人材の確保など、その裾野の一層の拡 大が求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

急速な情報通信技術の発達により、今や、ITは県民の社会生活や経済活動のすみずみにまで浸透している。この状況は、今後さらに進展していくことが予想され、情報通信技術の変化に迅速かつ柔軟に対応する人材は、情報通信産業ばかりではなく、あらゆる産業分野においてより一層不可欠な存在になってくる。

基本情報技術者は、情報技術全般に関する基礎的な知識を活用し、情報システム開発においてプログラムの設計・開発を行うなど、システム開発・運用する上でなくてはならない最も基本となる資格である。

また、初級システムアドミニストレータは、企業内のシステム管理者の能力を認定する国家資格の一つで、企業内システムの利用者の立場から、より円滑に会社のIT化を進めてゆく重要な役割を担っている。

本計画の実施により、本県全域における、情報システムを開発する側と利用する側双 方の幅広い産業分野においてIT人材の裾野が広がり、これからの大きな社会変化に対 応しうるIT人材、中でも若年IT人材の育成・確保が図られることが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、ITによる県内産業の情報化やIT関連企業の誘致・集積を図るため、その基盤となるIT人材、特に若年IT人材の育成・確保を目指すものである。

本県における過去3年間(平均)の基本情報技術者試験の状況は、受験者数が946名と全国160,227名の0.6%となっており、受験者数における社会人、学生(大学院、大学、短大、高専、高校、専修学校等)の割合は、社会人19.6%(全国58.7%)、学生80.4%(同41.3%)と学生の比率が高くなっている。中でも高校生の比率が全体の57.9%(全国3.6%)と著しく高く、高校生が本県の受験者数を押し上げていることがわかる。(表1参照)

また、合格率は7.7% (全国平均15.7%) と全国平均を下回っており、社会人と学生の比較では、全国平均では社会人14.6%、学生17.3%とやや学生が高いのに対し、本県の場合は社会人13.7%、学生6.2%と学生が低く、中でも高校生は4.6%とさらに低くなっている。

しかし、このことは必ずしも本県の高校生の受験者の質が低いことを意味するものではなく、全国の高校生に占める本県高校生の割合は受験者数で9.6%、合格者数で4.6%と非常に高くなっており、県内の各高等学校が情報技術者育成に向けて入学後の早い段階からこれらの試験に積極的に挑戦をさせていることを反映している。

同様に初級システムアドミニストレータ試験について見てみると、受験者数は635名と全国144,706名の0.4%であり、社会人と学生の割合は、社会人52.6%(全国63.0%)、学生47.4%(同37.0%)とやはり学生の割合が高い。高校生の比率は全体の27.4%(全国7.1%)と高く、基本情報技術者試験ほど顕著ではないものの県全体の受験者数を押し上げている。

合格率は20.8%(全国平均28.1%)と全国平均を下回っており、社会人と学生の比較では、社会人24.8%(全国平均30.7%)、学生16.3%(同23.8%)と本県、全国ともに社会人の方が高くなっている。また、高校生については13.0%と本県や全国の学生平均よりは低いものの全国の高校生平均とほぼ同じであり、全国の高校生に占める本県高校生の割合は受験者数、合格者数ともに1.7%と高く、本県高校生の健闘の跡が見える。

表 1 過去 3 年間 (H15-17) の情報処理技術者試験の実績 (平均)

区 分	学 生							
						(うち高校生)		
			受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
基本情報技術者試験	宮	奇県	761	47	6.2%	548	25	4.6%
	全	玉	66,184	11,453	17.3%	5,736	543	9.5%
初級システムアドミニスト	宮	奇県	301	49	16.3%	174	23	13.0%
レータ試験	全	玉	53,597	12,735	23.8%	10,343	1,358	13.1%

[※] 受験者及び合格者の平均は小数点以下を四捨五入

2	社会人		合 計			
受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	
185	25	13.7%	946	73	7.7%	
94,044	13,736	14.6%	160,227	25,189	15.7%	
334	83	24.8%	635	132	20.8%	
91,109	27,971	30.7%	144,706	40,706	28.1%	

本計画の目標は、このような高校生を始めとする情報技術者を目指す若者の挑戦を支援することにより、本県学生の受験者数の増加と合格率の向上を図り、もって本県学生の合格者の増加を図ることとする。具体的な目標値は下記表2のとおりとする。

表 2 目標値(宮崎県:学生)

区分	現状			目標値			
	平成	1 5 - 1 7	年度	平成19年度			
	の平	均值					
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	
基本情報技術者試験	761	47	6.2%	837	78	9.3%	
初級システムアドミニ	301	49	16.3%	331	81	24.5%	
ストレータ試験							

[※] 受験者数を10%増、合格率を50%増として目標値を算定

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 本計画を実施することにより、以下のような経済的社会的効果が期待できる。

(1) ITの活用による地域産業の活性化

社会経済活動が多様化・高度化し、消費者のニーズも大きく変化する中、新たな産業の創出や産業分野の枠を超えた産業連携を図るためには、実戦力を備えたIT人材が不可欠であり、今後は、情報通信産業や製造業だけではなく、農林水産業やサービス業、さらには福祉や教育など公的サービス分野等においても、これまで以上にITの活用が求められてくる。

本計画の実施により、このような様々な分野にIT人材を供給し、IT活用環境が整備されることは、企業等のより戦略的・効率的な経営を可能とし、国内のみならずアジア諸国との競争にさらされる本県企業等の競争力の強化が図られ、本県地域産業の一層の活性化を図ることができる。

(2) IT関連企業の誘致・集積

I T関連企業の誘致・集積を図り、新たな雇用を創出するためには、企業誘致は大変効果的である。本県の企業誘致は平成12年度以降順調に増加してきており、平成16年度には33件と過去最高となっている。このうち、11件は情報サービス業であり、近年はIT関連企業の進出が増加してきている。

しかし、企業誘致における国際間、地域間の競争は年々激化してきており、今後、他地域との差別化を図り、さらに本県への誘致を進めるためには、地元における優秀なIT人材の確保がこれまで以上に重要となる。

本計画の実施により本県IT人材の裾野が広がり、優秀な若年IT人材が育成されることは、IT関連企業のさらなる誘致・集積に大きく貢献するものである。

(3) 若年者の雇用の確保と I T人材の集積

基本情報技術者と初級システムアドミニストレータはいずれも情報処理に関する 入門的な資格となっている。しかし、ITの利活用にあたり背景として知るべき原理や基礎となる技能についての幅広い知識が求められるため、大学生や高校生などの在学中の資格取得は容易ではなく、難易度の高い試験である。

このため、在学中にこれらの資格を取得した者は就職や進学において大変有利となり、企業在職者に対しても、これらの資格取得を当該在籍企業から強く望まれている。

また、情報セキュリティの知識を身につけた人材は、厳しい情報保守が求められるこれからの「高信頼性社会」の構築に不可欠な存在となってくる。

本計画の実施により高校生や大学生等の在学中の資格取得を支援することは、若年者の雇用の確保とこれからの社会が必要とするIT人材の集積に大きく貢献するものである。

8 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【IT人材の育成】

- 当該構造改革特別区域計画に係る旧特定事業(平成18年度~)
 - ・ 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講 座開設事業
 - ・ 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
- 高度 I T 人材養成確保事業 (平成 1 6 年度~)

本県産業の情報化の推進とIT企業の誘致・集積の促進を図るため、企業在職者 や就職希望者等を対象に高度なIT研修を実施し、本県における高度IT人材の育成・確保を図る。 ○ 情報関連人材育成事業(平成17年度~)

コールセンターの誘致と未就職者等の雇用の促進を図るため、コールセンター人 材育成研修を実施し、コールセンターに必要な人材の育成・確保を図る。

○ 地域提案型雇用創造促進事業(平成17年度~)

宮崎市、宮崎郡及び東諸県郡内の市町と経済団体等で構成する「宮崎東諸県地域IT関連産業雇用促進協議会」が実施主体となり、本地域のIT関連産業の発展・育成を図るために必要となっている中核的な担い手となる高度な技術を有する人材を育成・誘致するとともに、IT関連産業の新規創業等の促進による産業全体を下支えする基盤の充実、既存産業や誘致企業等の要請に応えうる質の高い労働力の確保と安定的な供給を目的とした取組みを行う。また、地域産業全体の雇用情勢の安定化と人材の確保を図るため、求職者等への就職支援の取組みも併せて行う。

【情報通信基盤の整備】

○ 宮崎情報ハイウェイ21 (平成14年8月開通)

県内8ヶ所のアクセスポイントを拠点として、県と県内全市町村すべてを光ファイバーで結ぶ超高速ネットワークを整備。(アクセスポイント間の幹線部分2.46bps)

○ 宮崎情報ハイウェイ21利活用促進事業(平成15年度~)

宮崎情報ハイウェイ21等を利用した民間活用モデル事業等を実施し、本県の情報通信産業や地域経済の活性化、ひいては高度情報化社会に対応した県民生活の向上を図る。

【IT関連企業の集積】

○ 企業立地促進補助金(平成7年度~)

地域経済の振興と雇用の拡大並びに本県産業構造の高度化を図るため、誘致企業の工場建設等の初期投資、新規雇用、情報サービス業の専用通信回線使用料等を補助することにより、企業立地を促進する。

○ みやざき産業クラスター形成推進事業 (平成15年度~)

みやざき産業クラスターの創出を図るため、産業集積を目指しているバイオ分野とIT分野に関する産学公の共同研究を重点的に支援することにより、新技術による新製品開発や新規創業を促進する。

別紙

1 特定事業の名称

番号 1132 (1144、1146)

名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 学校法人宮崎総合学園 宮崎情報ビジネス専門学校 学校法人都城コア学園 都城コアカレッジ 株式会社サーティファイ【修了認定に係る試験の提供者】
- 3 当該規制の特例措置の適用を開始する日 認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
- (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 基本情報技術者講座(サーティファイ併用コース1) 別添1のとおり 基本情報技術者講座(サーティファイ併用コース2) 別添2のとおり
- ※ 認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行 政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

○ (1)の履修計画のうち、基本情報技術者講座(サーティファイ併用コース1 ~2)については、民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の出席率(別添1~2のとおり)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める

また、宮崎情報ビジネス専門学校並びに都城コアカレッジにおいて、平成17年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験 (2級)」を受験し合格並びに第1部科目合格した者であって、平成18年4月から実施されている旧特区計画の基本情報技術者講座 (FE-12コース又はFE-13コース又はFE-14コース) を履修している者に対し、基本情報技術者講座 (サーティファイ併用コース1~2)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については、履修したものとみなし、未履修科目のみを基本情報技術者講座 (サーティファイ併用コース1~2)において履修することにより修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

なお、サーティファイ・情報処理技術者能力試験における2級第1部科目合格 者を2級の資格の合格者として取り扱う。

よって、これらの有資格者に対し当該試験を実施し、(株)サーティファイが 定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、(3)の規程に より独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認 定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について、 修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

○ 修了認定に係る試験のうち、基本情報技術者講座(サーティファイ併用コース 1~2)については、(株) サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推 進機構の審査によって認定された問題を使用して、実施するものとし、仮に当該 の試験問題が独立行政法人情報処理推進機構の審査によって認められなかった場 合には、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を使用して、修了認定に 係る試験を実施する。

いずれも、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に 2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

- 修了認定に係る試験会場は当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施 設とする
- 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けた者が行う。基本情報技術者講座(サーティファイ併用コース1~2)について、適用を受けた者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称:情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目:情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり(○印部分)

			出題内容	2級
テ	1	基礎理論	<u></u> Д	
ク		1 基	基礎理論	
1		基	数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など	0
口		確	率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など	0
ジ		符	「号理論、述語論理、オートマトン、計算量など	0
系		伝	送理論(伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など)	0
		2 7	アルゴリズムとプログラミング	
		デ	ータ構造(スタックとキュー、2 分木、リストなど)	0
		流	iれ図の理解、アルゴリズム(整列、探索、併合など)	0
		プ	『ログラム構造、データ型など	0
		プ	『ログラム言語(種類と特徴など)	0
	2		ュータシステム	
		3 =	ンピュータ構成要素	
		コ	ンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど	0
		主	記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど	0
		補	前助記憶装置や媒体(種類と特徴、性能計算など)	0
		入	出力インタフェース(種類と特徴など)	0
		入	出力装置(種類と特徴、性能計算など)	0
		4 2	/ステム構成要素	
		シ	ステムの利用形態、システム構成など	0
		ク	ライアントサーバシステム、RAID など	0
		シ	ステムの性能、信頼性、経済性など	0
		5 >	ノフトウェア	
		オ	~ペレーティングシステム (タスク管理、記憶管理など)	0
		3	ドルウェア(API、ライブラリ、シェルなど)	0

I	ファイルシステム(ディレクトリ、ファイル編成など)	
	言語処理ツール(コンパイラ、リンカ、ローダなど)	0
	CASE、エミュレータ、シミュレータなど	0
	6 ハードウェア	
	基本論理回路、組合せ回路など	0
3	技術要素	Ü
J	7 ヒューマンインタフェース	I
	GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など	0
	8 マルチメディア	
	オーサリングツール、JPEG、MPEG など	0
	9 データベース	
	データベースのモデル、DBMS など	0
	データ分析、データベースの設計、データの正規化など	0
	データ操作、SQLなど	0
	排他制御、障害回復、トランザクション管理など	0
	データウェアハウス、データマイニングなど	0
	10 ネットワーク	
	インターネット(各種プロトコル、IP アドレスなど)	0
	LAN と WAN (トポロジ、回線、DSU、モデムなど)	0
	LAN のアクセス制御方式、LAN 間接続装置など	0
	OSI 基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など	0
	OSI 基本参照セテル、HDLC、不ットリーク性能など ADSL、FTTH、CATV 回線、イントラネットなど	0
	ADSL、FITH、CATV 四線、イントラネットなど 11 セキュリティ	
	11 セキュリティ 暗号技術、認証技術、利用者確認など	
		0
	ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など	0
_	不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など	0
4	開発技術	
	12 システム開発技術 (PRD R P M INM など)	
	業務分析と要件定義(DFD、E-R 図、UML など)	0
	モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など	0
	構造化プログラミング、コーディングなど	0
	テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど	0
	13 ソフトウェア開発管理技術	
	ソフトウェア開発手法(スパイラルモデルなど)	0
	SLCP、リバースエンジアリングなど	0
マ 5	プロジェクトマネジメント	
ネ	14 プロジェクトマネジメント	
ジ	コスト見積り(ファンクションポイント法など)	0
メ	日程計画(アローダイアグラムなど)	0
ν <u> </u>	進捗管理、品質管理、コスト管理など	0
F 6	サービスマネジメント	
系	15 サービスマネジメント	
	ITIL (サービスサポート、サービスデリバリなど)	0
	コンピュータの運用・管理、システム移行など	0
ス 7	システム戦略	
<u> </u>	17 システム戦略	
ラ 	業務プロセス(業務改善、BPR、SFA など)	0
テ 8	経営戦略	
ジェ	19 経営戦略マネジメント アアル (イファント) (イン・アアル (イン	
系	経営戦略手法(コアコンピタンス、PPM など)	0
	マーケティング理論、マーケティング手法など	0
	経営管理システム (CRM、SCM、ERP など)	0
	21 ビジネスインダストリ	
	ビジネスシステム (POS システム、EOS など)	0
	エンジニアリングシステム (CAD、CAM、MRP など)	0
<u> </u>	e-ビジネス (EC、EDI、RFID など)	0
9	企業と法務	
	22 企業活動	
	経営組織(事業部制組織、CIOなど)	0
I	ヒューマンリソース (OJT、CDP、MBO など)	0

	経営管理と問題発見技法(PDCA、KJ 法など)	\circ
	OR・IE(線形計画法、品質管理、在庫問題など)	0
	会計・財務(財務会計、管理会計、リースなど)	0
23	法務	
	知的財産権(著作権、産業財産権など)	0
	ガイドライン(ソフトウェア管理ガイドラインなど)	0
	標準化団体(JIS、ISO、IEEE など)	0
	各種コード(文字コード、QR コード、ISBN コードなど)	0
	補助単位(T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ)	0

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基礎知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修 了認定の基準等について、本県が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の 内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた 履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされている ものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。